

枚方市新型コロナウイルス感染症に係る小規模事業者等事業継続支援金Q&A

掲載日:令和3年5月17日
最終更新日:令和3年5月21日

※以下の質問における給付条件に関するものについては、特に記載がない他の要件はすべて満たしているものとします。

| 番号 | カテゴリー | 質問 | 回答 | 更新日 |
|----|-----------|---|--|-------|
| 1 | 全般 | 自分の営んでいる事業が対象かどうか知りたい。 | 事業種別による制限は行っておりませんので、指定する要件を満たしていれば申請を行うことができます。(従業員要件の確認は、ホームページに早見表を掲載していますので、参考としてください。) | |
| 2 | 全般 | 収入を得ている活動はすべて事業と考えて差し支えないか？ | 業として継続的に行われているかどうかなどにより判断します。審査にあたっては、別途開業届等の書類の提出を求める場合があります。 | 5月20日 |
| 3 | 全般 | 売上を証明する書類は何を添付すればいいの。 | 確定申告書、試算表、経理ソフト等から出力したデータ、売上台帳などの、対象となる「月」及び「売上高の合計」が明確に確認できる資料をご提出ください。(各書類は最新のものをご用意ください) | |
| 4 | 全般 | 売上の締め日を、月末ではなく月中としている場合(例:15日はじめ翌月14日締め)はどうすればいいか？ | 締め日の属する月を対象月としてください。(例:12月15日はじめ～1月14日締めの売上→1月の売上とする) | |
| 5 | 全般 | 売上を証明する書類について、ノートに記入している台帳しか持っていないが、それでも申請できるのか。 | 月の売上高の合計がわかるように記入されていれば、申請可能です。売上台帳のコピーに原本と相違ない旨をご記入いただき、添付書類としてください。 | |
| 6 | 全般 | 売上について、消費税の扱いについてはどのように行えばいいか？ | 各事業所における経理の方法に従って取り扱ってください。 | |
| 7 | 全般 | 大阪府の営業時間短縮協力金を申請している場合、申請は不可能か？ | 大阪府の営業時間短縮協力金の対象となる方については、本制度の対象外となります。 | |
| 8 | 全般 | 居住地は枚方市であるが、事業所は枚方市外にある場合、支給の対象か？ | 枚方市内に事業所があることを要件としていますので、支給の対象外となります。 | |
| 9 | 全般 | 令和3年4月10日から事業を開始しているが、申請可能か？可能な場合、いつの売上と比較すればいいの？ | 比較できる売上がありませんので、支援金の対象外となります。(令和3年3月31日までに事業を開始していれば、要領第4による開業日による措置の対象となり、申請を行うことができます) | |
| 10 | 全般 | 特定非営利活動法人を運営しているが、支援金の対象となるのか？ | 常時雇用する従業員が20人以下の場合は対象となります。 | |
| 11 | 全般 | 別の企業から業務を委託されて実施している場合は、支援金の対象となるのか？ | 単に業務を委託されている場合は、支援金の対象となります。ただし、社会通念上の委託の範囲を超えて、委託元の企業が事実上経営に参画している場合などは、支援金の対象外となる可能性があります。 | |
| 12 | 全般 | 他の企業が実質的に経営に参画している場合とはどういうことか。 | いわゆる「みなし大企業」のような、他の企業が一定数の株式を保有している場合や、役員総数の過半数が他の企業の役員又は職員の兼務である場合などを指します。 | |
| 13 | 全般 | 送付方法をレターパックライトに指定しているのはなぜか？普通郵便で送付してしまったが、受け付けてもらえないのか。 | 本人確認が十分に行えないため、電話等での到着状況の個別のお問い合わせにつきましてはお答えしておりませんが、レターパックライトであれば郵便物の追跡が可能です。普通郵便の場合は追跡ができませんので、申請後3週間以上経っても支援金が振り込まれていない場合はお問い合わせください。 | |
| 14 | ステッカーについて | ステッカーを導入していないが、その場合は給付の対象外か？ | 申請時点においてステッカーを導入していれば申請を行うことができます。ステッカーの取得方法については、大阪府または枚方信用金庫のHPをご確認ください。 【大阪府ホームページ、問い合わせ先】 https://www.pref.osaka.lg.jp/shobobosai/sengensticker/ TEL:06-7178-1398 【枚方信用金庫ホームページ】 https://www.hirashinouensticker.com/ TEL:0120-889-200 | |
| 15 | ステッカーについて | 自宅を事業所としているが、ステッカーはどこに貼ればいいのか？ | 明確な指定箇所はありませんが、大阪府においては「店舗等の目立つところに掲示」とされており、事業の状況に応じて判断いただき、掲示をお願いします。 | |

※以下の質問における給付条件に関するものについては、特に記載がない他の要件はすべて満たしているものとします。

| 番号 | カテゴリー | 質問 | 回答 | 更新日 |
|----|---------|---|---|-------|
| 16 | 従業員について | パートタイム労働者は、常時雇用する従業員に含まれるか？ | 通常の従業員と同等の勤務形態である場合は、常時雇用する従業員に含まれます。なお、同等の勤務形態とは、労働時間が通常の従業員の3/4以上である場合に該当します。 | |
| 17 | 従業員について | 通常の従業員とはどのような従業員か？ | 労働契約の期間の定めがない、長期雇用を前提とした待遇を受ける賃金体系である等、雇用形態、賃金体系などを総合的に勘案して判断することになります。例えば、事業所にいわゆる正規型の従業員がいない場合、フルタイムの基幹的な働き方をしている従業員がいれば、その従業員が「通常の従業員」となります。所定労働時間とは、「1日または1週間の労働時間および1か月の所定労働日数」を指します。 | |
| 18 | 従業員について | 従業員との兼務役員とは、どのような社員をいうのか。 | 原則として、役員のうち、部長などの職制上の地位を有し、かつ常時使用人としての職務に従事する者をいいます。 | |
| 19 | 従業員について | 派遣中の労働者は、常時雇用する従業員に含まれるか？ | 派遣中の労働者は、派遣先・派遣元の双方において常時雇用する従業員に該当します。 | |
| 20 | 事業所について | 枚方市内に2つ事業所があるが、事業所ごとに給付してもらえるのか？ | 1事業所につき10万円給付となりますので、2事業所の場合は20万円給付されます。ただし、「常時雇用する従業員の数」は、各事業所ごとではなく、事業ごとに各事業所の従業員数を合計した数により算出します。その従業員数が小規模事業者の要件に該当しない場合は、支給の対象外となります。(小規模事業者の要件は業種により異なりますので、ホームページに記載している「小規模事業者早見表」を参考してください) | |
| 21 | 事業所について | 事業所を自宅と兼えているが、対象となるのか。 | 当該事業所で事業が行われていれば(Q12参照)、自宅と兼えていても対象となります。 | |
| 22 | 事業所について | 法人登記上は枚方市内の自宅を本店としているが、事業の実態は枚方市外の事業所で行っている場合、申請することは可能か？ | 枚方市内において事業の実態があれば申請可能です。事業の実態があるか否かは、当該場所において経済活動やサービスの提供などの事業が継続的に行われており、そのための物品や従業員(事業主本人等を含む)が存在しているかどうか等を踏まえ総合的に判断します。 | |
| 23 | 事業所について | 本店が枚方市外に1店舗あり、支店が枚方市内に1店舗ある場合、支給額はいくらか？ | 枚方市内の事業所1につき10万円給付されますので、10万円が支給額となります。ただし、「常時雇用する従業員の数」は、市内外を問わず、各事業所の従業員数を合計した数により算出します。その数が小規模事業者の要件に該当しない場合は、支給の対象外となります。 | |
| 24 | 事業所について | 枚方市内の別の事業所において、小売業(常時雇用する従業員数4人)と宿泊業(常時雇用する従業員数18人)をそれぞれ行っている場合、給付額はいくらか？ | 要件を満たす事業所の数により算出しますので、20万円が支給されます。なお、この場合の「常時雇用する従業員の数」は、業種ごとに算出します。 | |
| 25 | 事業所について | 枚方市内の別の事業所において、飲食業と小売業をそれぞれ行っている。飲食店については、大阪府の時短要請に従い、協力金も受け取っている。この場合、小売業について支援金を申請することは可能か？ | 申請可能です。申請については、事業の種別ごとに申請を行うことができます。今回の場合は、飲食業については府の協力金を受け取っているため対象外ですが、小売業については申請を行うことができます。 | |
| 26 | 事業所について | 同一の事業所において、従業員の構成も同じであるが、異なる屋号において2つの事業を営んでいる。この場合、それぞれで申請が可能か？ | 従業員の構成や事業所が同一であるなど、事業実態が同一であると推定される場合は、主とする事業1件のみ申請が可能となります。 | |
| 27 | 事業所について | 1年前は事業所の数が1つであったが、申請時点では2つある。事業所が増えた分総売上が増加しているが、その場合はどのように算出すればよいか？ | 増加した2店舗目を開業した日の属する月の翌月(例:令和2年7月15日に2店舗目を開業→令和2年8月)から、対象月の前月までの売上の平均額を基準として算出のうえ、申請が可能です。 | 5月21日 |
| 28 | 事業所について | 1年前は現在と別の事業を営んでいた場合は、どのように算出すればよいか？ | 売上の比較は同じ事業での比較を行っていただくことが原則ですので、現在行っている事業で比較をしてください。その場合に1年前の売上がない場合は、開業日の属する日の翌月から対象月の前月までの平均売上と対象月の売上を比較してください。 | 5月21日 |

※以下の質問における給付条件に関するものについては、特に記載がない他の要件はすべて満たしているものとします。

| 番号 | カテゴリー | 質問 | 回答 | 更新日 |
|----|---------|--|---|-------|
| 29 | 事業所について | 1年前は他市で事業を行っていたが、現在は枚方市で事業を行っている場合、申請することは可能か？ | 移転前から引き続いて同様の事業を行っており、対象月の前月の末日から引き続いて枚方市内で事業を行っている場合は、申請することが可能です。 | 5月21日 |
| 30 | 事業所について | 1年前は枚方市で事業を行っていたが、現在は他市で事業を行っている場合、申請することは可能か？ | 現在他市で事業を行っている場合は申請の対象外となります。 | 5月21日 |